

佐賀県立有田窯業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第十八号

佐賀県立有田窯業大学校管理規則の一部を改正する規則

佐賀県立有田窯業大学校管理規則（昭和六十年佐賀県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条の見出し中「入学」の下に「及び編入学」を加え、同条第四項中「研究科」を「修業年限が四年の専門課程又は研究科」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 校長は、次のいずれかに該当する者で大学校の編入学試験に合格したものに對し、修業年限が四年の専門課程への編入学を許可する。

- 一 修業年限が二年の大学校の専門課程を卒業した者
 - 二 学校教育法による短期大学を卒業した者
 - 三 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第百三十二条の規定により大学に編入学することができる者
 - 四 外国において学校教育における十四年の課程を修了した者
 - 五 その他前各号に掲げる者と同等以上の学力を有すると校長が認めたる者
- 第十六条の見出し中「入学試験」の下に「及び編入学試験」を加え、同条第一項中「及び研究科」を「の入学試験及び編入学試験並びに研究科」に改める。
- 第十七条中「様式第二号」に「」の下に「、専門課程の編入学試験を受けようとする者は専門課程陶磁器科（四年制）編入学願書（様式第二号の二）に」を、「入学検定料」の下に「又は編入学検定料」を加える。
- 様式第二号の次に次の一様式を加える。

様式第2号の2 (第17条関係)

受験番号	※No.
------	------

年 月 日

佐賀県立有田窯業大学校専門課程陶磁器科(四年制)編入学願書

佐賀県立有田窯業大学校長 様

私は、佐賀県立有田窯業大学校(専門課程陶磁器科(四年制))に編入学したいので、所定の書類を添えて出願します。

ふりがな		性別	男	女	(写真欄)	
氏名	㊟	(年	月		日生)
現住所	郵便番号	電話番号	—	—		方
連絡先	郵便番号	電話番号	—	—		方

学歴	短期大学・大学		学部	学科	卒業(見込)
	卒業(見込)				
職 歴	年	月			
	年	月			
	年	月			
	年	月			
	年	月			
	年	月			

(佐賀県収入証紙貼付欄)

注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。